

「中小企業トータルサポート補助金」

コンサルティング活用販路開拓等支援事業

【平成26年度 公募要領】

本県製造業者の競争力強化を推進し、付加価値額の増加を図るため、県内中小企業者が自社製品を販売するにあたり、コンサルティング会社等を活用し、県内外で販路開拓等を行う事業として山形県知事が認定したものについて補助金を交付します。

1 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業が対象となります。

- (1) 自社製品の販路開拓等について、コンサルティング会社等と委託契約を締結して実施する事業で、自社製品の売り上げ増や販売先の拡大等が見込めるもの
- (2) 山形県知事が事業計画を認定した事業
- (3) この要領による補助金の交付を受けようとする経費に対して、国又は山形県からの他の補助金、その他相当の反対給付を求められることのない給付金の交付又は経費の負担を受けておらず、今後も受ける予定がない事業

2 補助対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 山形県内に主たる事務所、事業所を有すること。（複数の企業による「連携体」の場合は、当該連携体のすべての構成員が山形県内に主たる事務所、事業所を有すること。）
- (2) 製造業を主たる事業として営んでいること。
- (3) 資本金又は出資総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人（中小企業事業者）であること。ただし、次の①～③のいずれかに該当する者は、大企業とみなして、補助対象者から除く。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 自社製品（完成品）を製造していること。

※「山形県内に主たる事務所、事業所を有する」とは、山形県内に法人登記上の本店等、又は、当該事業者の研究開発活動、生産活動等の企業活動の実質的な中心となる事務所、事業所を有し、かつ次の(a)～(d)のすべての条件を満たすことをいいます。

- (a) 当該事業者が山形県内に有する事業所において常時使用する従業員の数の合計が、当該事業者が常時使用する従業員の総数の2分の1以上であること、又は、直近事業年度において、当該事業者が山形県内に有する事業所の売上高の合計金額が、当該事業者の売上げ総額の2分の1以上であること。
- (b) 補助事業全体を管理、指導する者が山形県内の事業所に所属していること
- (c) 補助事業の中核となる販路開拓等の活動の主たる担当者が山形県内の事業所に所属していること
- (d) 補助事業の経理を行う者が山形県内の事業所に所属していること

3 補助率・補助金額・補助対象経費

- (1) 補助率 : 1 / 2 以内
- (2) 補助金額 (上限) : 250 万円以内
- (3) 補助対象経費 : 外注費※ (コンサルティング会社等への委託)、事業費 (旅費、謝金、会議費、商談会・展示会出展経費 (会場設営、運搬費等を含む)、印刷製本費、資料購入費、広告宣伝費、市場調査費、原材料費、消耗品費、雑役務費)、委託料 (製品改良等に伴うもの) ※必須項目

4 補助事業実施期間

本事業の補助金交付決定の日から平成27年2月27日まで

5 応募手続き

- (1) 応募及びお問い合わせ先
山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局
(山形県中小企業団体中央会内)
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階
電話 023-665-1077 F A X 023-665-1078
- (2) 応募期間
平成26年6月16日 (月) から6月27日 (金)

(3) 応募方法

郵送で送付してください。(当日消印有効)

(4) 提出書類(6部)

- ① 事業計画認定申請書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 山形県以外にも事業所等を有する事業者の場合、県事業所の状況確認書(様式3)
- ④ 決算書(直近2年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表)
- ⑤ 定款若しくは登記事項証明書(提出日より3ヵ月以内に発行されたもの。コピーも可。)
- ⑥ 企業案内パンフレット等(無い場合は企業の概要のわかるもの)

(5) 書類作成上の留意点

- ① 計画書の用紙サイズは、A4版の片面印刷とし、決算書・パンフレット・定款など他の提出書類とともに左側に縦2穴で穴を開け(ホッチキス止め不可)、一部ずつ紙製のフラットファイルに綴じ込んでください。
- ② 各様式中、項目ごとの記載スペースが不足する場合は、適宜、項目欄の幅を広げるか又は別紙を添付する等して、必要事項は省略することなくすべて記載してください。
- ③ 提出された書類は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。

6 審査方法

(1) 補助対象事業の決定方法

補助対象事業は、補助事業審査委員会(以下「審査会」という。)において審査の上、本県製造業の付加価値向上に資するものと認められる事業計画を知事が認定し、この認定を受けた事業を対象として補助金の交付を決定します。

(2) 事業計画に関する照会等

応募受付後、審査会までの間に、事業計画に関する照会等を行う場合があります。

(3) 応募者の審査会への出席

応募者に対し、審査会に出席し、事業計画の内容を自ら説明することを求める場合があります。

なお、(2)の照会等又は(3)の審査会の実施にあたり、応募者の協力が得られない場合には、応募を取り下げたものとみなすことがあります。

(4) 結果の通知

事業計画認定結果は文書で通知します。認定となった場合は、当該通知文書及

び補助金交付要領の記載に従い、補助金の交付に係る手続きを行ってください。

8 スケジュール（予定）

	実施時期
応募に関する相談受付	5月9日～6月27日
応募受付	6月16日～6月27日
審査会	7月上旬
結果の通知	7月中旬
補助金交付申請・交付決定	7月中旬～下旬
補助事業の開始	8月上旬～

※ 補助対象経費は、交付決定日以降に行った活動に係る経費のみとなります。

※ なお、このスケジュールは予定であり、応募件数、審査の状況等により前後する場合があります。

9 補助金の支払い

事業者への補助金の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとします。

10 その他

- (1) 事業内容等について確認が必要な場合がありますので、できるだけ、書類提出前に早めに相談してください。
- (2) 補助事業実施期間は、交付決定の日から平成27年2月27日までとなります。原則として、補助対象経費はこの期間内に実施した活動に要する経費で、かつ、この期間内に支出されるものに限りません。
- (3) 補助金の額は千円単位とします。（千円未満切捨て）
- (4) 補助金の交付が決定した事業については、事業計画書に記載されたとおりの企業名・事業計画名及び事業計画の概要をHP等で公表します。
- (5) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、平成32年3月31日まで保存しなければなりません。

お問い合わせ、相談先

山形県中小企業トータルサポート補助事業地域事務局（山形県中小企業団体中央会内）
〒990-8580 山形市城南町1-1-1 霞城セントラル1階 TEL. 023-665-1077

山形県商工労働観光部中小企業振興課経営支援担当
〒990-8570 山形市松波二丁目8-1 TEL023-630-2354